

## 住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の概要

### 1 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

山口県においては、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有するに至ったため、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項の規定に基づき、定期的に特定個人情報保護評価を行っています。

### 2 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の見直し理由

令和元年度の住民基本台帳法の改正により、国外転出者による個人番号カード（マイナンバーカード）・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証をできるよう、住民基本台帳ネットワークシステムに附票連携システムが追加されることです。

この附票連携システムにおいては、県知事が保有する附票本人確認情報を利用・提供する際に、個人番号を利用・提供する場合があります。特定個人情報ファイルに対する重要な変更（個人情報保護委員会が特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として「特定個人情報保護評価指針」で定めるもの）に該当するため、再び評価を実施する必要があります。

### 3 評価書（案）の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」

### 4 評価書（案）の主な変更内容

特定個人情報保護評価（全項目評価書）の各項目において、附票連携システムに関する内容を追加します。

主な記載項目	主な内容 ※下線部を今回追加
I 基本情報	
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</li> <li>・<u>附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u></li> </ul>
システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>・<u>附票連携システム</u></li> </ul>
II 特定個人情報ファイルの概要	
特定個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイル</li> <li>・<u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u></li> </ul>
対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県内の住民（山口県内のいずれかの市町において住民基本台帳に記録された住民）</li> <li>・<u>山口県内の住民（山口県内のいずれかの市町において戸籍の附票に記録された住民）</u></li> </ul>
記録される項目	<p>〈1〉都道府県知事保存本人確認情報ファイル 個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報</p> <p>〈2〉<u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u> 個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、<u>その他の戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まれない）</u></p>
特定個人情報の提供・移転	<p>〈1〉都道府県知事保存本人確認情報ファイル （提供先）地方公共団体情報システム機構 山口県の他の執行機関 （移転先）山口県の他部署</p> <p>〈2〉<u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u> <u>（提供先）山口県の他の執行機関</u> <u>（移転先）山口県の他部署</u></p>
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
特定個人情報の入手に係るリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令により市町から通知を受けることとされる情報のみを入手できることをシステム上で担保する</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存<u>附票本人確認情報</u>の入手先を市町村コミュニケーションサーバに限定する</li> <li>・システム上、都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存<u>附票本人確認情報</u>更新の際に、論理チェックを行う仕組みとする</li> <li>・専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる</li> </ul>

<p>特定個人情報の使用に係るリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内システムと都道府県サーバ及び<u>附票都道府県サーバとの接続は行わない</u></li> <li>・ <u>集約センター内において、都道府県サーバと附票都道府県サーバを接続する</u></li> <li>・ 生体認証（静脈認証）による操作者認証を行う</li> <li>・ システムの操作履歴（操作ログ）を記録する</li> <li>・ システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない</li> </ul>
<p>特定個人情報の保管・消去に係るリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録媒体の保管場所の施錠管理（物理的対策）、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新（技術的対策）を行う</li> <li>・ 本人確認情報の変更があった場合、住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報が更新されるため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村コミュニケーションサーバとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する</li> <li>・ <u>附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生時により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされた後、システムにより自動消去される</u></li> </ul>